

参考資料1-2

1. X線CT組合せ型循環器X線診断装置基準適用用品目の一般的名称及びその定義

類別名称	中分類名	CODE	一般的名称	一般的名称定義
医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	診断用X線装置	70003000	X線CT組合せ型循環器X線診断装置	X線CT診断装置と循環器用X線透視診断装置を具備したシステムをいう。

2. ホルタ心電計基準適用用品目の一般的名称及びその定義

類別名称	中分類名	CODE	一般的名称	一般的名称定義
内臓機能検査用器具	生体電気現象検査用機器	35162000	長時間心電用データレコーダ	24時間にわたり心臓の活動を記録する装置をいう。記録中は患者に接続し、患者が横行する。信号はカセット(磁気テープ)又はデジタルメディア(非可動部品)に保存される。記録は病院で、心電計、ホルタ解析装置又はコンピュータと専用ソフトウェアを用いて解析される。
内臓機能検査用器具	生体電気現象検査用機器	70063000	リアルタイム解析型心電図記録計	計測した心電図信号をリアルタイムで解析し、発現した異常波形を記録する装置をいう。

3. 筋電計電極基準適用用品目の一般的名称及びその定義

類別名称	中分類名	CODE	一般的名称	一般的名称定義
知覚検査又は運動機能検査用器具	生体電気現象検査用機器	11441002	筋電計電極	筋肉又は神経組織内に挿入し、生体電気信号を検知する導体をいう。通常、針電極である。本品によって感知された電気活動を記録する一般的な装置は、筋電計(EMG)である。

4. 経皮血中ガス分析装置基準適用用品目の一般的名称及びその定義

類別名称	中分類名	CODE	一般的名称	一般的名称定義
内臓機能検査用器具	生体現象監視用機器	36346000	経皮血中ガス分析装置	適用部位の血流量を増加させる特別な加温センサを利用して、経皮的に血中の酸素分圧(pO ₂)及び二酸化炭素分圧(pCO ₂)を測定するために用いる自動又は半自動の装置をいう。主として、乳児及び小児患者において用いる。グラフ及びデータ出力機能を備える。
内臓機能検査用器具	生体現象監視用機器	36898000	経皮血液ガスモジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、ガス感受性膜電極と皮膚に装着した加熱センサを利用して、血中のガス分圧(pO ₂ /pCO ₂)を測定するものをいう。加熱によって局所の血流分布が充進するため、血液ガスが容易に皮膚を通して拡散する。
内臓機能検査用器具	生体現象監視用機器	37178000	経皮血液ガスセンサ	皮膚を通じて血液中のガス分圧(酸素又は二酸化炭素分圧(pO ₂ 、pCO ₂))を測定するために用いる装置をいう。親機に電気信号を送り、親機で信号の解析が行われ、通常、ディスプレイに結果が表示される。

5. 耳音響放射装置基準適用用品目の一般的名称及びその定義

類別名称	中分類名	CODE	一般的名称	一般的名称定義
聴力検査用器具	生体検査用機器	36908000	耳音響放射装置	耳からの微弱な音を記録及び分析するために用いる装置をいう。このような音には、自発性の放射や、クリック刺激(過渡的刺激性誘発される放射)又はトーンバースト刺激(壱成分の放射)によって生じるものがある。

6. 発声機能検査装置基準適用用品目の一般的名称及びその定義

類別名称	中分類名	CODE	一般的名称	一般的名称定義
知覚検査又は運動機能検査用器具	生体検査用機器	70103000	発声機能検査装置	発声強度、基本周波数、呼気流量等の物理量を観測又は記録する機器で、発声器官の機能障害の診断に用いるものをいう。これらの物理量の相互関係や安定度を測定する機能を含むものもある。

7. 単回使用縫合針基準適用用品目の一般的名称及びその定義

類別名称	中分類名	CODE	一般的名称	一般的名称定義
結紮器及び縫合器	結さつ(糸)・縫合用器械器具	70417002	単回使用縫合針	組織に縫合糸を挿入したり、引き抜いたりするために用いる針をいう。特別な機能専用ものもあれば、汎用のものもある。本品は単回使用である。